時時刻刻 火山リスク 厳格認定

9万年前の噴火 検討

四電の安全立証「不十分」

高裁段階で初めて原発の運転差し止めを命じた四国電力伊方原発をめぐる広島高裁の判断。火山の「破局的噴火」といった、発生頻度は低いが影響ははかりしれない甚大災害をどう評価するかで、原発の新規制基準に照らし、従来とは異なる司法判断を導いた。電力業界からは困惑の声が上がった。

▼1面参照

伊方原発の敷地に、過去に阿蘇噴火による火砕流が到達していないと判断するのは困難――。こう指摘し、広島高裁は同原発の運転を禁じる仮処分決定をした。従来、原発をめぐる訴訟の最大の争点は地震・津波のリスクだった。しかし今回、決定が問題視したのは、約130キロ離れた阿蘇山の噴火リスクだ。

さらに過去の判断との大きな違いは、1万年に1度しか起こらないような自然災害であっても、原子力規制委員会の基準に沿い、原発立地の適否を厳格に判断すべきだ、との姿勢だった。

火山リスクをめぐっては、九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県)の差し止め請求を受けた福岡高裁宮崎支部は2016年4月、原則40年の原発運転期間中に噴火が発生する「相応の根拠が示されない限り、安全性に欠けるとはいえない」と住民側の訴えを退けた。

同支部決定は、大規模噴火の発生確率は低頻度で、無視し得るものとして容認するのが「社会通念」と言及し、そのリスクを考慮するかは政策判断だとした。今回の広島高裁決定に先立つ広島地裁決定も、こうした「社会通念」を考慮する考え方を引き継いでいた。

これに対して広島高裁は「(原発施設が)対応不可能な火山事象が到達する可能性が十分小さい場合」は立地は適当、などとする規制委の審査内規「火山影響評価ガイド」は最新の科学的、技術的知見に基づいており、おおむね合理的と認定。ガイドに沿い、過去最大規模の9万年前の噴火で伊方原発に火砕流が到達する可能性を検討した上で影響を受けないとはいえないとし、四電側の安全性の立証は不十分と判断した。

地震やテロ対策などの新基準そのものはいずれも「合理的」としながらも、火山リスク1点から運転差し止めという結論を導いた。

決定は一方、噴火のように、甚大な被害は及ぼすが頻度の低い自然災害に対して、目立った国民の不安や疑問もない、とも指摘し、「社会通念」の感覚に理解は示している。

それでも、それらをもって判断の枠組みを変えてしまった広島地裁や福岡高裁宮崎支部のような判断は「限定解釈」で、新基準の趣旨に反しており、許されない、と批判した。(米沢[illegible])

「噴火規模 予測は不可能」

今回争点になったのは、噴火の規模がとくに大きい巨大噴火の影響だ。1万年に1回程度と頻度は非常に低いが、ひとたび起これば壊滅的な被害が生じる。

阿蘇山は約30万年前から9万年前にかけて4回巨大噴火が起き、9万年前は噴き出したマグマや噴石などが爆風とともに流れる「火砕流」が海を越えて山口県に達した。日本では約7300年前に起きた九州南方の海底にある鬼界カルデラの巨大噴火が最も新しく、火砕流で南九州の縄文文化に甚大な被害が生じた。

日本には過去1万年に活動した111の活火山があり、うち50火山を気象庁が常時観測中。だが次の噴火の時期や規模の的確な予測は困難。巨大噴火となると観測の経験すらない。「(火山性)地震や地殻変動などを観測する現在の体制で噴火規模の予測は不可能だ」と神戸大の巽好幸教授(マグマ学)はいう。

原発の立地条件として噴火リスクの評価が厳しくなったのは福島第一原発事故後。新規制基準で原発から160キロ以内の火山を検討することになり、火山ガイドに沿って原子力規制委員会が審査している。だが今回の決定は伊方の立地審査の判断を不合理だとした。

規制委の更田豊志委員長は13日の定例会見で「個別の訴訟にコメントする立場にない」としながらも、「国内外の科学的・技術的な知見や経験を踏まえ、ふさわしいと思う基準に基づいて審査している。我々は今後も責任を果たすのみで、決定が審査に影響することはない」と語った。一方で「新基準は不変ではない。火砕流や火山灰の知見が得られれば改善していく」とも話した。

160キロ以内に活火山がある原発は北海道電力泊原発(北海道泊村)など各地にある。気象庁の火山噴火予知連絡会前会長の藤井敏嗣・東京大学名誉教授は「今回の決定が阿蘇の9万年前の噴火を問題にした意味はとても重い。同規模の噴火が起きれば北海道まで火山灰に覆われる。これだけのリスクを国としてどう受け止めるのかが問われている」と語る。(瀬川茂子、川原千夏子)

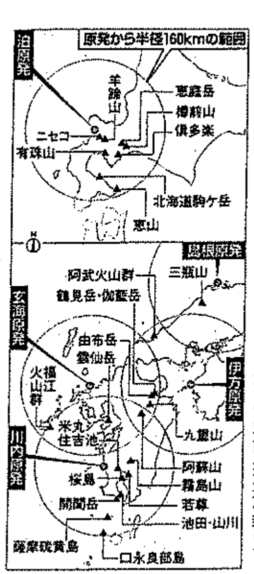

経産幹部「想定外の決定」

「想定外の決定だ」。経済産業省幹部は13日午後、広島高裁の判断に驚きを隠さなかった。

東京電力福島第一原発の事故後、世論調査では再稼働への反対が賛成を大きく上回る状態が続く。これに対し政府は、「世界最高水準の新規制基準」(世耕弘成経産相)に基づいた原子力規制委員会の審査での適合を再稼働を進めるよりどころにしてきた。これまで伊方原発3号機を含め5基が再稼働した。

しかし、この日の決定はその規制委の判断自体を「不合理」とした。菅義偉官房長官は13日午後の会見で「規制委の判断を尊重するという方針に変わりはない」としたが、規制委のお墨付きを「錦の御旗」に再稼働を進める戦略に、ほころびが生じた形だ。

政府は2030年度の発電量に占める原発の比率を20～22%とする目標を掲げる。達成には30基程度の再稼働を前提とするが、政府の想定は現実からかけ離れていく一方だ。

電力会社が背負う安全対策費用は膨らみ、原発の採算性は悪化している。加えて今回の決定は、裁判所の判断で原発が止まる「訴訟リスク」を改めて意識させた。

「原発は民間だけでは無理。リスクがありすぎる」。ある電力会社幹部はこう言い切る。それでも、現実に合わせて30年度の目標を見直そうという動きは、いまの政府にはない。(笹井継夫)

視点 火山大国 原発運転の重み

地球上にある活火山は約1500。日本には、そのうちの111が集まる。世界有数の火山国で原発を運転することに、司法が極めて重い条件を突きつけた。

広島高裁は四国電力伊方原発3号機(愛媛県)の運転をめぐり、阿蘇山(熊本県)が巨大噴火を起こしたとき、火砕流が同原発の敷地に到達した可能性は小さいとは評価できず、原発の立地そのものが認められないとした。

巨大噴火の発生頻度は、日本では1万年に1回程度とされる。しかし、今回の決定は頻度が低くても、安全性確保のためにきちんと想定すべきだとし、火山の危険性について新規制基準の厳格な適用を求めた。原発がひとたび大事故を起こせば破局的な事態を招くという福島の事故の経験を、重くみたものだろう。

国内で過去に巨大噴火が起きた場所は洞爺湖(北海道)、十和田湖(青森、秋田県)をはじめ、各地に広がる。観測経験は世界でも少なく、「予測は困難」というのが多くの火山学者の見方だ。原発立地の前提として、巨大噴火の十分な想定を求めた今回の決定は、火山国の日本で原発を運転すること自体の是非を問うている。

高裁が原発の運転差し止めを命じたのは初めてで、その意味は重い。(編集委員・上田俊英)

福島第一原発事故後の原発稼働をめぐる主な司法判断

※一番上が本裁判、他は仮処分

日付・裁判所	原発	判決・決定	判断の概要
14年5月21日 福井地裁	大飯原発3、4号機	差し止め	福島事故のような事態を招く具体的な危険性が万が一にもあるかと考えると、原発の安全技術と設備は脆弱
15年4月14日 福井地裁	高浜原発3、4号機	差し止め	新基準は緩やかにすぎ、合理性を欠く。再稼働で人格権が侵害される危険がある
15年4月22日 鹿児島地裁	川内原発1、2号機	申し立てを却下	新基準に不合理な点はない。火山噴火について学者から危険性が高まっているという具体的指摘はない
15年12月24日 福井地裁	高浜原発3、4号機	差し止め取り消し	新基準は合理的。安全性に欠けているとはいえない
16年3月9日 大津地裁	高浜原発3、4号機	差し止め	福島の事故原因が未解明な中、電力会社の安全対策の説明は不十分。規制委の姿勢にも非常に不安を覚える
16年4月6日 福岡高裁宮崎支部	川内原発1、2号機	抗告を棄却	新基準に不合理な点はない。極めて頻度が低い火山噴火が原発運転中に発生する根拠はない
17年3月28日 大阪高裁	高浜原発3、4号機	差し止め取り消し	新基準は合理的。地震や津波対策も相当の根拠と資料に基づき安全性が明らかになった
17年3月30日 広島地裁	伊方原発3号機	申し立てを却下	新基準に不合理な点はない。火山の破局的噴火の可能性が相応の根拠をもって示されたとはいえない
17年12月13日 広島高裁	伊方原発3号機	差し止め	四電の調査では阿蘇噴火の火砕流到達の可能性が小さいとは評価できず立地は不適

12/14 朝日